

# 研修受講義務免除申請書の提出方法について

研修部からの  
お知らせ

対象となる事由に該当する場合は、「研修受講義務免除申請書」と該当の添付書類を提出することで、研修受講義務の免除を申請できます。事由により添付書類は異なりますので、以下をご確認ください。

「研修受講義務免除申請書」はホームページに掲載しております。

なお、免除を受けようとする事業年度の4月1日～翌事業年度6月30日(必着)での受付となります。

## 対象となる事由・必要添付書類

対象となる事由	添付書類	申述書の提出
負傷又は疾病による療養	医師の診断書	△
震災、風水害、火災などの災害	り災証明書	△
報酬のある公職に就いている (税理士法第43条後段に規定)	勤務証明書	×
国会議員又は地方公共団体の議会の 議員であること	議員であることを証する書類	×
出産、育児	母子手帳の写し	△ ※育児が事由となる場合、 申述書の提出が必要です。
介護など	介護認定書	○

△…添付書類が提出できない場合には申述書をご提出ください。

※提出された書類は、免除の可否に関わらず返却いたしません。

## 提出方法

メール、FAX、郵送のうちいずれかご都合の良い方法で下記必要書類を右の提出先へお送りください。

<必要書類>

- ・研修受講義務免除申請書（第1号様式）
- ・添付書類または申述書

## 提出先

〒330-0842

埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地  
関東信越税理士会（業務課 研修担当）

FAX：048-643-1475

e-mail：jukou@kzei.or.jp

※申請書受理日から2カ月以内に審査を行います。審査終了後、認定の可否を通知します。

なお、申請内容は日税連へ報告いたします。

※免除を受けられる期間は、免除開始日からその事業年度末日までとします。複数年度にわたって免除を受けたい場合、新たに免除申請を行う必要があります。